

資 料 編

目 次

1	関係機関等の連絡先	1
	(1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）	
	(2) 関係北海道機関（北海道警察含む）	1
	(3) 関係市町村機関	2
	(4) その他の機関	2
	(5) 報道機関	3
2	基本用語の説明	4
3	登別市内の国民保護避難施設等一覧（令和4年4月1日現在）	8

1 関係機関等の連絡先

(1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話・FAX メールアドレス	備 考
陸上自衛隊	第71戦車連隊	千歳市北信濃724	(TEL)0123-23-2106	北千歳駐屯地
	第13施設群	登別市緑町3丁目1	(TEL)0143-85-2011	幌別駐屯地
室蘭海上保安部	警備救難課	室蘭市入江町1-13	(TEL)0143-23-3132 (FAX)0143-23-0118	
室蘭地方气象台	防災管理官	室蘭市山手町2丁目6-8	(TEL)0143-22-4249 (FAX)0143-22-2601	
	観測予報管理官		(TEL)0143-22-3227	
北海道開発局	室蘭開発建設部	室蘭市入江町1番地14	(TEL)0143-22-9171	総務課 25-7016
	室蘭道路事務所	登別市大和町2丁目34-1	(TEL)0143-85-3135	
後志森林管理署	伊達森林事務所	伊達市末永町45-14	(TEL)0142-23-3234	

(2) 関係北海道機関（北海道警察含む）

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話・FAX メールアドレス	その他の連絡方法
北海道	総務部 危機対策局危機対策課	札幌市中央区北3条西6丁目	(TEL)011-231-4111 (FAX)011-231-4314	危機対策課直通 011-204-5007
札幌方面 室蘭警察署	警備課	室蘭市東町4丁目27-10	(TEL)0143-46-0110	
	登別交番	登別市桜木町1丁目20-6	(TEL)0143-85-2136	
胆振総合振興局	地域創生部 地域政策課（防災）	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	(TEL)0143-24-9570 (FAX)0143-22-5170	
	保健環境部 保健行政室 企画総務課		(TEL)0143-24-9833 (FAX)0143-23-1446	
	室蘭建設管理部 登別出張所	登別市桜木町1丁目1	(TEL)0143-85-2311 (FAX)0143-85-9294	
北海道企業局	室蘭地区工業用水道 管理事務所	登別市川上町308-60	(TEL)0143-85-2821 (FAX)0143-88-0988	

(3) 関係市町村機関

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話・FAX メールアドレス	その他の連絡方法
室蘭市	総務部防災対策課	室蘭市幸町1番2号	(TEL)0143-25-2244 (FAX)0143-25-2503	
伊達市	総務部危機管理課	伊達市鹿島町20番地1	(TEL)0142-82-9022 (FAX)0142-23-4414	
白老町	総務課防災・交通室	白老町大町1丁目1番1号	(TEL)0144-85-3080 (FAX)0144-82-4391	

(4) その他の機関

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話・FAX メールアドレス	その他の連絡方法
北海道電力ネット ワーク株式会社	室蘭支店 企画総務グループ	室蘭市寿町1丁目6番25号	(TEL)0143-47-1117 (FAX)0143-47-1167	
東日本電信電話 株式会社	北海道事業部 設備部 災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目 2番地4	(TEL)011-212-4466	
株式会社NTT 東日本ー北海道	北海道南支店 苫小牧営業支店	苫小牧市旭町3丁目6番13号 NTT苫小牧ビル	(TEL)0144-35-4330 (FAX)0144-31-2019	
日本放送協会 室蘭放送局	企画	室蘭市山手町1丁目3番50号	(TEL)0143-22-7271 (FAX)0143-23-1730	
北海道旅客鉄道 株式会社	登別駅	登別市登別東町2丁目115	(TEL)0143-83-1004 (FAX)0143-83-1347	
登別郵便局	総務課	登別市中央町2丁目15番地1	(TEL)0143-85-4427 (FAX)0143-88-1141	
(公社)室蘭市 医師会	事務局	室蘭市東町4丁目20番6号	(TEL)0143-45-4393 (FAX)0143-45-2292	
(一社)室蘭市 歯科医師会	事務局	室蘭市東町1丁目20番26号	(TEL)0143-43-3522	
(一社)室蘭地区 トラック協会	事務局	室蘭市日の出町3丁目4番11号	(TEL)0143-44-0993	

(5) 報道機関

名 称	連 絡 先
NHK 日本放送協会 室蘭放送局	(TEL) 0 1 4 3 - 2 2 - 7 2 7 1
STV 札幌テレビ放送 苫小牧・室蘭放送局	(TEL) 0 1 4 4 - 3 5 - 0 1 8 8
UHB 北海道文化放送 室蘭支局	(TEL) 0 1 4 3 - 4 7 - 1 0 0 5
HBC 北海道放送 室蘭支局	(TEL) 0 1 4 3 - 4 5 - 8 6 8 7
朝日新聞社 苫小牧支局	(TEL) 0 1 4 4 - 3 2 - 2 2 6 2
読売新聞社 室蘭支局	(TEL) 0 1 4 3 - 4 7 - 6 6 6 7
毎日新聞社 苫小牧支局	(TEL) 0 1 4 4 - 3 2 - 3 0 5 0
北海道新聞社 室蘭支社	(TEL) 0 1 4 3 - 2 2 - 5 1 6 1
室蘭民報社 本社	(TEL) 0 1 4 3 - 2 2 - 5 1 2 1
胆振中部支社	(TEL) 0 1 4 3 - 8 5 - 4 5 3 0

2 基本用語の説明

市国民保護計画で使用する主な用語の意義は、次のとおりです。

用 語	意 義
武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武 力 攻 撃 災 害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事 態 認 定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対 処 措 置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国 民 保 護 措 置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。(例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等)
国 の 対 策 本 部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
国 の 対 策 本 部 長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、あらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。
基 本 指 針	国民保護法における「国民の保護に関する基本方針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。

用 語	意 義
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社等）又は電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々実施する国民保護措置の内容及び実施方法等に関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市対策本部長	市対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
N B C 攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。

3 登別市内の国民保護避難施設等一覧（令和5年3月末現在）

No.	名 称	住 所	RC 造
1	登別市立登別中学校校舎	登別市登別本町1丁目1-1	○
2	登別市立登別中学校屋内体育館	登別市登別本町1丁目1-1	○
3	登別市立登別小学校校舎	登別市登別本町3丁目25-2	○
4	登別市立登別小学校屋内体育館	登別市登別本町3丁目25-2	○
5	登別市立幌別東小学校校舎	登別市幌別町8丁目16-1	○
6	登別市立幌別東小学校屋内体育館	登別市幌別町8丁目16-1	○
7	登別市立幌別中学校校舎	登別市千歳町3丁目1-3	○
8	登別市立幌別中学校屋内体育館	登別市千歳町3丁目1-3	○
9	登別市立幌別小学校校舎	登別市中央町6丁目19-1	○
10	登別市立幌別小学校屋内体育館	登別市中央町6丁目19-1	○
11	登別市立西陵中学校校舎	登別市片倉町5丁目12-1	○
12	登別市立西陵中学校屋内体育館	登別市片倉町5丁目12-1	○
13	登別市立幌別西小学校校舎	登別市片倉町5丁目13	○
14	登別市立幌別西小学校屋内体育館	登別市片倉町5丁目13	○
15	登別市立青葉小学校校舎	登別市青葉町3-3	○
16	登別市立青葉小学校屋内体育館	登別市青葉町3-3	○
17	登別市総合体育館	登別市若山町2丁目26-1	○
18	登別市立緑陽中学校校舎	登別市富岸町1丁目11-1	○
19	登別市立緑陽中学校屋内体育館	登別市富岸町1丁目11-1	○
20	登別市立富岸小学校校舎	登別市富岸町2丁目17-4	○
21	登別市立富岸小学校屋内体育館	登別市富岸町2丁目17-4	○
22	登別市立若草小学校校舎	登別市若草町1丁目1-2	○
23	登別市立若草小学校屋内体育館	登別市若草町1丁目1-2	○
24	登別市立鷺別小学校校舎	登別市鷺別町4丁目36-21	○
25	登別市立鷺別小学校屋内体育館	登別市鷺別町4丁目36-21	○
26	登別市立鷺別中学校校舎	登別市鷺別町4丁目36-6	○
27	登別市立鷺別中学校屋内体育館	登別市鷺別町4丁目36-6	○
28	北海道登別青嶺高等学校校舎	登別市青葉町42番地1	○
29	北海道登別青嶺高等学校屋内体育館	登別市青葉町42番地1	○
30	登別市立登別中学校グラウンド	登別市登別本町1丁目1-1	
31	登別市立登別小学校グラウンド	登別市登別本町3丁目25-2	
32	登別市立幌別東小学校グラウンド	登別市幌別町8丁目16-1	
33	登別市立幌別中学校グラウンド	登別市千歳町3丁目1-3	
34	登別市立幌別小学校グラウンド	登別市中央町6丁目19-1	
35	登別市立西陵中学校グラウンド	登別市片倉町5丁目12-1	
36	登別市立幌別西小学校グラウンド	登別市片倉町5丁目13	
37	登別市立青葉小学校グラウンド	登別市青葉町3-3	
38	登別市立緑陽中学校グラウンド	登別市富岸町1丁目11-1	

No.	名 称	住 所	RC 造
39	登別市立富岸小学校グラウンド	登別市富岸町 2 丁目 17-4	
40	登別市立若草小学校グラウンド	登別市若草町 1 丁目 1-2	
41	登別市立鷺別小学校グラウンド	登別市鷺別町 4 丁目 36-21	
42	登別市立鷺別中学校グラウンド	登別市鷺別町 4 丁目 36-6	
43	北海道登別青嶺高等学校グラウンド	登別市青葉町 42 番地 1	
44	イオン登別店	登別市若山町 4 丁目 33 番地 1	○

※ 北海道ホームページ：北海道の国民保護法における避難施設：胆振管内の緊急一時避難施設一覧
（R 5. 3 末現在）抜粋

※ 本市に 24 時間避難が可能な施設はありません。

※ 本市に地下への避難が可能な施設はありません。